



いばらきしょうがいふおーらむ
茨木障害フォーラム (IDF)
せつりつそうかいしりょう
設立総会資料

ひづけ ねん がつ にち ど
[日付] 2015年11月21日(土)

じかん ごごじ ごごじ ふん
[時間] 午後1時～午後1時50分

ばしょ いばらきしりつしょうがいふくしせんたー はーとふる だいかいぎしつ
[場所] 茨木市立障害福祉センター ハートフル 大会議室

しだい いばらきしょうがいふおーらむ せつりつそうかい
[次第] 茨木障害フォーラム (IDF) 設立総会

1. かいかい
開会のことば
2. らいひん
来賓あいさつ
3. ぎじ
議事
4. やくいんしょうかい
役員紹介
5. へいかい
閉会のことば

いばらきしやうがい
茨木障 害フォーラム (I D F)
せつりつそうかい ぎあん
設立総会 議案

だい ごうぎあん いばらきしやうがい あいでいえふ ほつそくしゆいしよ あん しようにん けん
第1号議案 茨木障 害フォーラム (I D F) 発足趣意書 (案) 承認の件

だい ごうぎあん いばらきしやうがい あいでいえふ きやく あん しようにん けん
第2号議案 茨木障 害フォーラム (I D F) 規約 (案) 承認の件

だい ごうぎあん いばらきしやうがい あいでいえふ かつどうほうしん あん しようにん けん
第3号議案 茨木障 害フォーラム (I D F) 活動方針 (案) 承認の件

だい ごうぎあん いばらきしやうがい あいでいえふ かつどうけいかく あん しようにん けん
第4号議案 茨木障 害フォーラム (I D F) 活動計画 (案) 承認の件

だい ごうぎあん いばらきしやうがい あいでいえふ よさん あん しようにん けん
第5号議案 茨木障 害フォーラム (I D F) 予算 (案) 承認の件

だい ごうぎあん いばらきしやうがい あいでいえふ やくいんせんにん けん
第6号議案 茨木障 害フォーラム (I D F) 役員選任の件

いばらきしょうがい ふ お ー ら む ほっそくしゅいしょ あん
茨木障害フォーラム (IDF) 発足趣意書 (案)

わたし わたし む き
「私たちのことを、私たち抜きでは決めないで」

ねん がつ こくれん しょうがいしゃけんりじょうやく さいたく わがくに
2006年12月、国連で「障害者権利条約」が採択されました。我が国

ねん がつ じょうやく しょうめい ひじゅん む けて こくないほう せいび
では、2007年9月に条約に署名し、批准に向けて国内法の整備を

すすめました。ねん がつ しょうがいしゃきほんほう かいせい ねん がつ
進めました。2011年8月の障害者基本法の改正、2012年6月の

しょうがいしゃそうごうしえんほう せいりつ ねん がつ しょうがいしゃさべつかいしょうほう せいりつ
障害者総合支援法の成立、2013年6月の障害者差別解消法の成立

へ て ねん がつ じょうやく ひじゅん
を経て、2014年1月、ついに条約を批准しました。

ねん こくれんしょうがいしゃどし けいき わたし せんばいしょうがいしゃ
1981年の国連障害者年を契機として、私たちの先輩障害者が

かんぜんさんか びょうどう さまざま かつどう てんかい ねんいじょう
「完全参加と平等」をスローガンに様々な活動を展開し30年以上の

さいげつ へ けつじつ と き むか
歳月を経て、ようやく結実の時を迎えようとしています。

わたし と く けいぞく はってん
私たちはこの取り組みを継続、発展させなければなりません。

じょうやく ひじゅん ねん がつ しょうがいしゃさべつかいしょうほう しこう
条約は批准されましたが、2016年4月の「障害者差別解消法」施行

れんどう かくしゅほうりつ かいせい かだい さんせき
にむけて連動した各種法律の改正など、課題は山積です。

わたしたち ねん がつ いばらきしょうがい せつりつじゅんびかいがくしゅうかい
私たちは2015年4月に「茨木障害フォーラム設立準備会学習会」

かいさい さまざま かんてん しょうがいしゃ お じょうきょう かだい
を開催し様々な観点から障害者の置かれている状況や課題を

きょうゆう しょせんばい かつどう まな いばらき しない かつどう はばひろい
共有し諸先輩の活動に学びつつ、茨木市内で活動する幅広い

しょうがいしゃかんけいだんたい こじん れんけい おおく しみん ちから いばらき
障害者関係団体・個人が連携し、多くの市民と力をあわせて、茨木

く まち かつどう けいぞく かくにん
を暮らしやすい街にしていくために活動を継続していくことを確認

したところでは。

ぜひとも、このフォーラムの発足にご賛同いただきまして、
障害者に関する様々な状況の報告や行政施策についての意見
交換、茨木市における「障害者禁止条例」制定にむけた議論と取り
組みをすすめていきましょう。多くの市民の皆さんに参加を呼びか
けます。

2015年11月21日

茨木障害フォーラム準備会

呼びかけ人

茨木市視覚障害者福祉協会

茨木市身体障害者福祉協会

茨木市障害児（者）を守る・わかき会

茨木市肢体不自由者父母の会

茨木市聴力障害者協会

地域・校区で「障害児・者」の生活と

教育を保障しよう茨木市民の会

茨木市原爆被害者の会

茨木市精神障害者福祉協会

「ぐるうぷすばる」

いばらきしょうがい あいでいーえふ きやく あん 茨木障害フォーラム (IDF) 規約 (案)

(名称)

第1条 この会の名称は、「茨木障害フォーラム」(略称「IDF」)といい連絡先を茨木市内に置く。

(目的)

第2条 この会は茨木市内で活動する幅広い障害者当事者および支援者が連携し、力を合わせて、障害者の権利の拡充をすすめ、障害者権利条約の批准を受けて、茨木市障害者差別禁止条例の制定と障害者関連施策の拡充を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ① 会員団体の活動交流・情報交換などの活動。
- ② 障害者権利条約をはじめとする、ひろく障害者にかかわる事柄についての、学習や広報などの活動。
- ③ 障害者権利条約の批准を受けて、茨木市障害者差別禁止条例の制定と障害者関連施策の拡充にむけた政策提言などの活動。
- ④ 「日本障害フォーラム(JDF)」や「大阪障害フォーラム(ODF)」の障害フォーラムとの連携を深めるための活動。
- ⑤ その他、前条の目的を達成するために、必要な活動。

(会員)

第4条 この会は、第2条の目的に賛同し、会の活動の発展に協力する、茨木市で活動する障害者団体、家族団体、関係団体、個人で構成する。

- 2 会員は相互の自主性を尊重しあい、一致点に基づいて活動することを旨とする。
- 3 会員になろうとするものは、役員会が別に定める入会申込書を代表に提出し役員会の承認を得る。

(財政)

第5条 この会の財政は、寄付金、集会参加費などの事業収入でまかなうものとする。

- 2 会計年度は、毎年10月1日にはじまり翌年の9月30日に終わる。

(役員)

第6条 この会には、次の役員をおく。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 若干名
- (3) 事務局 長 1名
- (4) 監査 2名

2 役員は第8条に定める全体総会で選出される。

3 副代表の欠席の場合、代理出席とする。また、役員会ではオブザーバーの出席ができる。その場合、オブザーバーの議決権がないものとする。

4 代表、副代表は役員会の互選により選出される。代表は会の活動を統括する。副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときまたは代表が欠けたときはその職務を代行する。監査は本会の収支および活動について監査を行う。

5 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(事務局)

第7条 この会には、事務局 長の下に事務局をおく。事務局は役員会の決定に沿い、会の日常業務ならびに会財政の管理・執行など、会活動に必要な諸実務を行う。

(会議)

第8条 会員の総意に基づきこの会を運営するために、以下の会議を設ける。

- (1) 全体総会
- (2) 役員会

2 全体総会は、本会の最高意思決定機関であり、活動方針、予・決算、規約改定、役員改選などを審議・議決するため、原則として年一回開催する。全体総会は会員の過半数の出席（書面出席を含む）で成立する。

3 役員会は、本会の執行機関として、全体総会で定められた活動方針にのっとり会を運営する。

(除籍)

第9条 この会の目的・性格にいちじるしく反し、会の民主的な運営を障害する団体・個人は、役員会の4分の3以上の賛成によって除籍することができる。この決定は、全体総会で承認をうける必要がある。

附則

この規約は、本会の設立の日（2015年11月21日）から施行する。

いばらきしょうがい ふ お ー ら む かつどうほうしん あん 茨木障 害フオーラム (IDF) 活動方針 (案)

しょうがいしゃ い き て しゃかい
～障 害者があたりまえに生きていける社会をめざして～

【活動方針】

- ① かいいんだんたい かつどうこうりゅう じょうほうこうかん かつどう
① 会員団体の活動交流・情報交換などの活動
- ② しょうがいしゃけんりじょうやく ことごと
② 障害者権利条約をはじめとする、ひろく障害者にかかわる事柄についての、学習や広報
などの活動
- ③ しょうがいしゃけんりじょうやく ひじゅん う いばらきしょうがいしゃさべつきんしじょうれい せいいてい しょうがいしゃかんれんしきく
③ 障害者権利条約の批准を受けて、茨木市障害者差別禁止条例の制定と障害者関連施策
の拡充にむけた政策提言などの活動
- ④ にほんしょうがいふ おーらむ じえいでいえふ おおきかしょうがいふ おーらむ あいでいーえふ れんけい ふかめる
④ 「日本障害フオーラム (JDF)」や「大阪障害フオーラム (ODF)」との連携を深める
ための活動
- ⑤ そのた もくてき たっせい ひつよう かつどう
⑤ その他、目的を達成するために、必要な活動

ねん ど かつどうけいかく あん 2015年度 活動計画 (案)

- ① しょう かい ねん かい がつ
① 総 会 年1回 11月
- ② やくいんかい きさうづき だい きんようび じ
② 役員会 奇数月の第2金曜日 10時～12時
- ③ こうえんかい ねん1かい
③ 講演会 年1回
- ④ がくしゅうかい ずいじかいさい
④ 学習会 随時開催
- ⑤ そのた いばらきし いけんこうかにかい せいまくていげんなど
⑤ その他 茨木市との意見交換会や政策提言等

ねんど いばらき しょうがい あいでいーえふ よさん あん
2015年度 茨木障害フォーラム (IDF) 予算案

ねん がつ にち ねん がつ にち
2015年11月21日～2016年9月30日

か 目 科 目	ぜんねん けっけんがく 前年決算額	よさん がく 予算額	び 考 備 考
かつどうしゅうし ぶ (活動収支の部)			
かつどうしゅうしにゆう ぶ 1 活動収入の部			
くりこしきん 繰越金		15,336	じゅんぴかいほつそくじきょうりよきんなど 準備会発足時協力金など
ほじよきん しゅうにゆう 補助金収入		50,000	いばらきし ていあんこうぼがた こうえきかつどうしえんじぎょう 茨木市提案公募型公益活動支援事業
きふきん 寄付金		10,000	せつりつ きねん こうえん じ きふきん 設立記念講演時の寄付金
かつどうしゅうしにゆうごうけい 活動収入合計		75,336	
2 かつどうししゅつ のぶ 2 活動支出の部			
こうしやれい 講師謝礼		30,000	
かいじょうひ 会場費		0	
りよひこうつうひ 旅費交通費		28,000	
つうしんひ 通信費		3,000	
いんさつひ 印刷費		4,000	
よびひ 予備費		10,336	
かつどうししゅつごうけい 活動支出合計		75,336	
とうきかつどうしゅうしさがく 当期活動収支差額		0	

<p>かんさ 監査</p>	<p>むらた 村田敬吾</p>	<p>えぬびーおほろしん NPO法人 じりつせいけつ 自立生活センターほくせつ24</p>	<p>1日24時間365日介護を必要とする重度障害者が運営の中心になって、誰もが安心して生活できる地域づくりを進める。</p>	<p>・居宅介護サービス ・自立生活プログラム ・ピア・カウンセリング ・ヘルパー養成事業 ・啓発活動 ・全国自立生活モーター協議会 (JIL) 等の会員としての活動 ・権利擁護、情報提供</p>
<p>かんさ 監査</p>	<p>はらだ 原田茂樹</p>	<p>しゃかいふくしほろしん 社会福祉法人 いばらきししゃかいふくしほろしん 茨木市社会福祉協議会</p>	<p>地域住民が住み慣れたまちで安心して暮らしていけるようボランティアクิจกรรมを中心とした支援活動を進めます。</p>	<p>・地域福祉委員会による各種事業の支援 ・ボランティアクิจกรรม事業運営 ・障害者除ホームヘルパーガイドヘルパーの派遣</p>